

令和7年（2025年）2月20日

第4回中野区地域包括支援センター運営協議会

中野区地域包括支援センター職員配置条例の改正について

令和6年4月に介護保険法施行規則が改正され、地域包括支援センターの職員配置要件が見直されたため、中野区地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例を一部改正する。

1 介護保険法施行規則の改正概要

（1）改正の趣旨

介護保険制度の見直しに関する意見において、地域包括支援センターの職員配置については人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種の配置は原則としつつ、支援の質が担保されるよう留意した上で、柔軟な職員配置を進めることが適当である、とされたことから柔軟な職員配置を可能とするための所要の改正を行う。

（2）改正の内容

ア 常勤換算方法による職員配置について

現行職員の員数について、第一号被保険者数に応じて、又はセンターの運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とする。

イ 複数圏域の高齢者人口に応じた3職種の配置

効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数センターの担当区域の第一号被保険者数を合算した数に応じた配置すべき3職種の員数を配置することにより、当該各センターがそれぞれ配置基準を満たすものとする。ただし、各センターには3職種のうちいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないこととする。

(3) 条例の改正期限

本改正の施行日から1年を超えない期間

2 条例の改正概要

中野区地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例について、下記のとおり改正する。

- (1) 常勤換算方法による職員配置を可能とするよう改める。
- (2) 複数圏域の高齢者人口に応じて3職種を配置すれば当該圏域の各包括での配置基準を満たすよう改める。

3 今後の予定

令和7年3月

条例の一部改正に関する議案の提出

※可決後、公布の日から施行